

(地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条に基づく地方公共団体実行計画)

第 2 次東村地球温暖化対策実行計画

2026 年～2030 年

令和 8 年 3 月

東 村

目次

第1章 計画の背景

1. 地球温暖化対策について	1
2. 実行計画の根拠及び事務事業編の目的	2
3. 計画の基準年度・計画期間・目標年度	2
4. 排出の対象範囲	3
5. 対象とする温室効果ガスと算定方法	4

第2章 温室効果ガスの排出状況と削減目標

1. 二酸化炭素の排出状況と検証	5
(1) 令和6年度の二酸化排出量	5
(2) 基準年との比較	9
(3) 太陽光発電による二酸化炭素削減量	12
2. 二酸化炭素削減の主な要因	14
3. 削減目標	15

第3章 事務事業の目標に向けた取組

1. 職員一人ひとりの省エネ活動の実践による削減	16
2. 省エネルギー設備・機材・物品への変換（切替）や導入	18
3. 省エネルギー診断等のシステム導入の検討	19
4. 循環型事務運営の推進	20
5. 区域施策事業との連携	21

第4章 計画の推進と管理

1. 計画の決定と見直し	23
2. 計画の推進体制	23
3. 計画の進行管理	24

第1章 計画の背景

1. 地球温暖化対策について

地球の表面は、太陽の熱で温められ、余分な熱は宇宙へと放出されるが、一部は大気中の温室効果ガス（二酸化炭素など）に吸収され、一定の温度（概ね平均気温 15℃程度）を保つことができる。しかし、産業革命以降、エネルギーを得るために石油や石炭などの化石燃料を燃やすようになったことから、大量の温室効果ガスが排出・蓄積され、今世紀末には世界の平均気温が 19～20℃前後に上昇すると予想されている。この状況を「地球温暖化」と称している。

地球温暖化が進むと、熱波や干ばつ、巨大台風や洪水などの異常気象が頻発したり、水温上昇や陸氷融解により海面が上昇したり、生物環境や私たちの生活に多大な影響が発生し、その影響は計り知れない。

このような中、1992（平成4）年、リオデジャネイロで開催された国連の地球サミットにおいて「気候変動枠組条約」採択され、世界全体で地球温暖化対策に取り組むことが合意され、1995（平成7）年から国連機構異変度枠組条約締結国会議（COP）が開催され、2025（令和7）年で30回を数えることになった。

図表 1-1-1 国内外・県及び村の地球温暖化対策に関する主なできごと

年度	できごと	実施
1992（平成4）	気候変動枠組条約（リオ宣言）の採択	国際
1995（平成7）	第1回国連気候変動枠組条約締約国会議（ベルリンにてCOP1）	国際
1997（平成9）	COP3にて、京都議定書の採択	国際
1998（平成10）	地球温暖化対策の推進に関する法律の公布	国内
2002（平成14）	沖縄県地球温暖化対策地域推進計画策定	沖縄県
2005（平成17）	京都議定書目標達成計画策定	国内
2011（平成23）	沖縄県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定	沖縄県
2014（平成26）	沖縄県エネルギービジョン・アクションプラン策定	沖縄県
2015（平成27）	COP21にて、パリ協定の採択	国際
〃	国連サミットにてSDGs（持続可能な開発目標）採択	国際
2016（平成28）	地球温暖化対策計画策定	国内
2018（平成30）	気候変動適応法の公布	国内
〃	気候変動適応計画策定	国内
〃	第1次東村地球温暖化対策実行計画	東村
2019（令和元）	COP26にて、主要国のカーボンニュートラル目標年を提示	国際
2020（令和2）	カーボンニュートラル宣言	国内
2021（令和3）	第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画（沖縄県気候変動適応計画）策定	沖縄県
〃	沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブ策定	沖縄県
〃	沖縄県気候非常事態宣言	沖縄県
〃	グラスゴー気候合意の採択	国際
2022（令和4）	GX実行会議（第5回）開催	国内
2023（令和5）	IPCC第6次統合報告書	国際
〃	GX実現に向けた基本方針 閣議決定	国内
〃	第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画書改訂版	沖縄県
〃	脱炭素成長型経済構築への円滑な移行の推進に関する法律（GX推進法）の成立	国内

2. 実行計画の根拠及び事務事業編の目的

「地球温暖化対策の推進に関する法律」（温対法）において、市町村は事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定することが義務付けられている。

実行計画では計画期間、目標、実施しようとする措置の内容等を定めることとしている。また、年1回、措置及び施策の実施状況（温室効果ガス総排出量を含む）を公表することとしている。

このため東村では2017（H29）年度を基準年度とし、「第1次東村地球温暖化対策実行計画」を策定し、2025（R7）年度に見直し、新たな実行計画を策定する。

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に則して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの日出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以上「地方協雇用団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方協教団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項
（中略）

10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方協強打引退実行計画に基づく措置及び施策の実施状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

本計画（事務事業編）は、東村の事務事業の実施にあたって、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

3. 計画の基準年度・計画期間・目標年度

基準年度を2017（H29）年度とし、第一次計画期間を2018（H30）年～2023（R6）年の7年間、第2次計画を2025（R7）年度～目標年度の2030（R12）年度までの6年間とする。

なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとする。

図表 1-3-1 計画の期間

目標年度	2018年 平成30年	2022年 令和4年	2025年 令和7年	2026年 令和8年	2030年 令和12年	2050年 令和32年
事務事業編	基準年度（第1次計画）		見直し	第2次計画（中間目標）		カーボン ニュートラル

4. 排出の対象範囲

対象とする組織施設等の範囲は、本村を構成する課とし、その課が管理している施設・車両等を対象とする。

対象施設は、東村管轄の71組織・団体・施設とするが、基準年である2017（H29）年度と比較するため24の施設等を比較対象施設とする。

図 1-4-1 比較対象施設一覧

No.	主管課	施設名	排出要因					太陽光 発電 設置	
			電力	ガソ リン	軽油	重油	灯油		LPG
1	総務財政課	東村役場庁舎	●	-	-	-	-	●	△
2	企画観光課	東村特産品加工直売所	●	-	-	-	-	-	◎
3	〃	東村民の森つつじエコパーク	●	-	-	-	-	-	◎
4	福祉保健課	東村立保健福祉センター	●	-	-	-	-	●	◎
5	〃	東村立保育所	●	-	-	-	-	-	◎
6	建設環境課	東村簡易水道施設	●	○	-	-	-	-	◎
7	教育委員会	東村文化・スポーツ記念館	●	-	-	-	-	-	-
8	〃	有銘小学校・幼稚園	●	●	-	-	-	●	-
9	〃	東小学校・幼稚園	●	●	-	-	-	●	-
10	〃	高江小学校	●	●	-	-	-	●	-
11	〃	東村立学校給食センター	-	●	-	-	●	●	-
12	〃	東村営体育館	●	-	-	-	-	-	-
13	〃	東村立山と水の生活博物館	●	-	-	-	-	●	◎
14	〃	東村立中央公民館	●	-	-	-	-	●	-
15	〃	東村営屋外運動場	●	-	-	-	-	-	-
16	農林水産課	総合農産加工施設	●	-	-	-	●	-	-
17	教育委員会	平良地区公民館	◎	-	-	-	-	◎	◎
18	〃	川田地区公民館	◎	-	-	-	-	◎	◎
19	〃	慶佐次地区公民館	◎	-	-	-	-	◎	◎
20	総務財政課	東村東部地域交流館	◎	-	-	-	-	◎	◎
21	〃	宮城集会所	◎	-	-	-	-	◎	◎
22	〃	有銘集会所	◎	-	-	-	-	◎	◎
23	〃	拠点活性化施設（高江公民館）	◎	-	-	-	-	◎	◎
24	〃	東村農民研修施設	（中央公民館に包含する）				-	-	◎
25	福祉保健課	東村歯科診療所	◎	-	-	-	-	-	◎
26	企画観光課	高江特産品直売所	◎	-	-	-	-	-	-
27	建設環境課	慶佐次地区農業集落排水施設	◎	-	-	-	-	-	◎
28	総務財政課	公用車等	-	●	●	-	-	-	-
29	住民課		-	●	-	-	-	-	-
30	福祉保健課		-	●	-	-	-	-	-
31	建設環境課		-	●	●	-	-	-	-
32	農林水産課		-	●	●	-	-	-	-
33	議会事務局		-	●	-	-	-	-	-
34	教育委員会		-	●	●	-	-	-	-
35	企画観光課		-	●	●	-	-	-	-

※1) 網掛け部分：2017（H29）年と2024（R6）の排出量の比較対象施設等。

※2) 「●」は両年ともに資料あり。「◎」は2024（R6）年度のみ「○」は2017（H29）年度のみ資料。

「-」は該当する対象要因がない。「△」は稼働せず。

5. 対象とする温室効果ガスと算定方法

温室効果ガスには、法律で定められた削減対象となる7種のガスのうち、東村の事務事業で最も多い二酸化炭素を対象とする。

図 1-5-1 2017 (H29) 年度の温室効果ガス排出割合 (事務事業)

温室効果ガス	排出量換算	割合	主な排出源
二酸化炭素 (CO ₂)	1, 229, 962	99. 94%	火力発電・燃料等
メタン (CH ₄)	113	0. 01%	車両燃料等
一酸化二窒素 (N ₂ O)	607	0. 05%	
温室効果ガス合計	1, 230, 682	100. 00%	(単位 : kg-CO ₂)

温室効果ガスによって温室効果が異なるので、二酸化炭素に換算した排出係数を使用する。なお、電力においては、東村の場合、すべてが沖縄電力より購入しているため、沖縄電力の排出係数を使用する。

また、太陽光発電による自家消費分は余剰分の電力は、沖縄電力が買い取るとみなし、再生可能エネルギーによる二酸化炭素削減分は、電力係数に反映されているため、削減分に積算しない。

各排出源 (エネルギー源) の温室効果ガス (CO₂ 量換算) は、エネルギー使用量に排出係数を乗じて積算する。

図表 1-5-2 エネルギー種ごとの二酸化炭素排出係数

年度	電気 *1	ガソリン	軽油	A重油	灯油	LPG *2
2017年度 (H29)	0. 772	2. 32	2. 58	2. 71	2. 49	6. 55
2024年度 (R6)	0. 644	2. 32	2. 58	2. 71	2. 49	6. 55
排出係数単位	kg-CO ₂ /kWh	kg-CO ₂ /L	kg-CO ₂ /L	kg-CO ₂ /L	kg-CO ₂ /L	kg-CO ₂ /m ³

*1 : 電気の排出係数は、沖縄電力の当該年度の排出係数を使用する。

*2 : LNGの排出係数は、日本LPガス協会より2024 (R6) 年1月に改定された値を使用。

第2章 温室効果ガスの排出状況と削減目標

1. 二酸化炭素の排出状況と検証

(1) 2024 (R6) 年度の二酸化炭素排出量

ア) 要因別集計

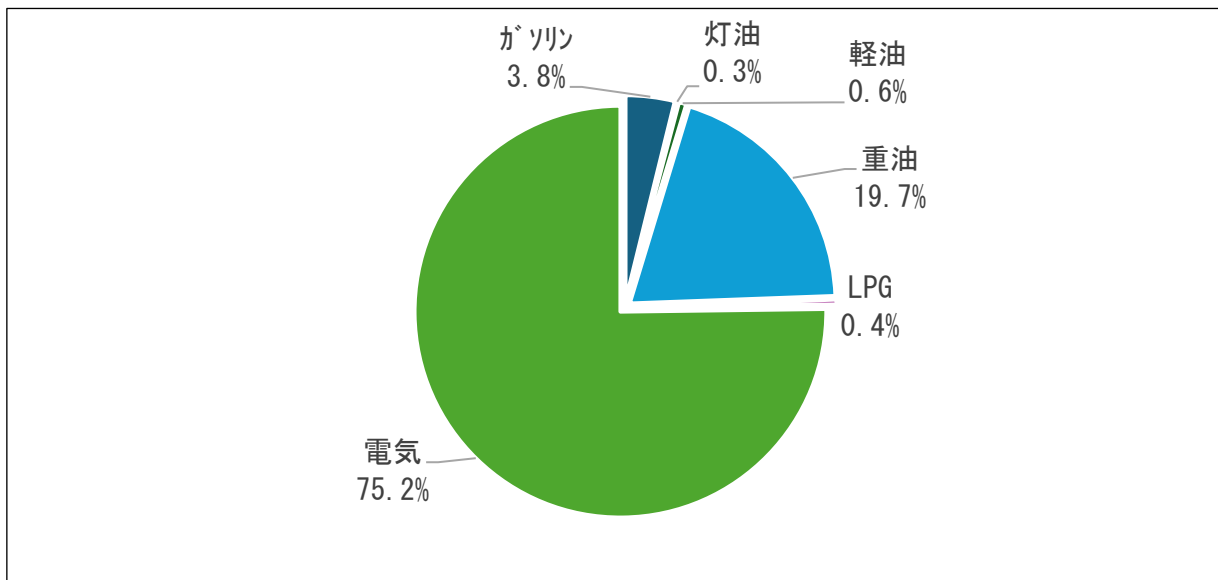
村管理（指定管理を含む）の27の施設と8つの課局の公用車両、計35対象のエネルギー使用量を把握し集計した。結果、年間の二酸化炭素排出量は2,510トンと積算された。

種類別では、電力が75%を占め、続いて重油が20%弱で、車両燃料のガソリンが4%程度である。おもにディーゼル車燃料としての軽油や燃料系の灯油、LPG（プロパンガス）は1%以下であった。

図表 2-1-1 2024 (R6) 年度のエネルギー要因別二酸化炭素排出量

種類	ガソリン	灯油	軽油	重油	LPG	電気	合計
使用量	41,646	2,626	5,696	182,700	1,441	2,931,702	-
単位	L/年	L/年	L/年	L/年	m ³ /年	kWh/年	
CO ₂ 排出量	96,619	6,539	14,697	495,117	9,436	1,888,016	2,510,424
単位	kg-CO ₂ /y	kg-CO ₂ /y	kg-CO ₂ /y	kg-CO ₂ /y	kg-CO ₂ /y	kg-CO ₂ /y	kg-CO ₂ /y
CO ₂ 割合	3.8%	0.3%	0.6%	19.7%	0.4%	75.2%	100.0%

図表 2-1-2 2024 (R6) 年度のエネルギー要因別二酸化炭素排出量の割合



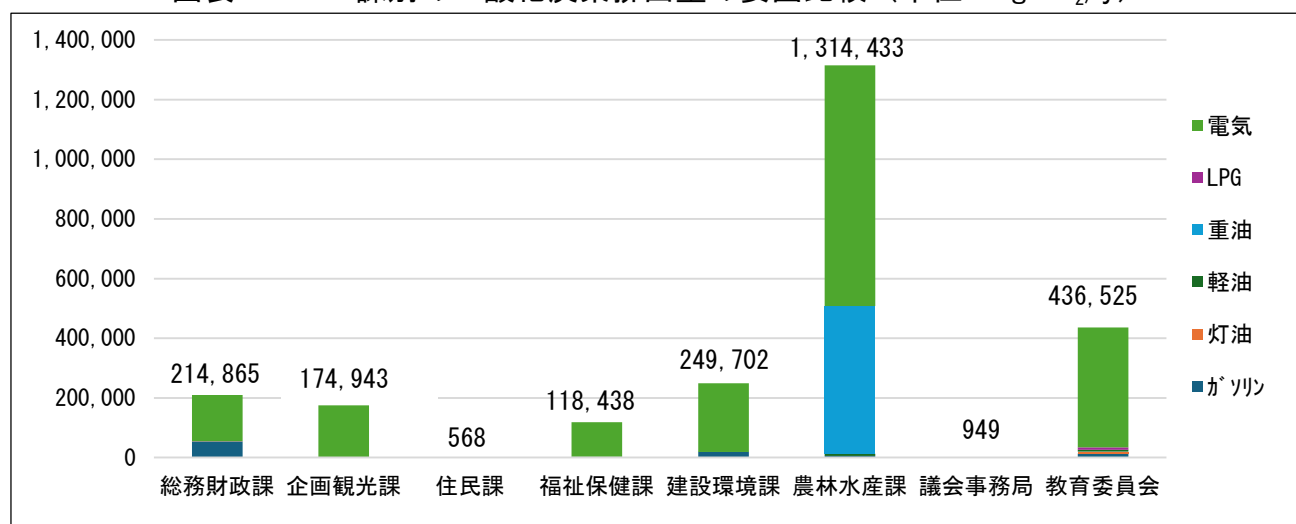
イ) 課別集計

課別の二酸化炭素排出量比較では、農林水産課が多く全体の52.4%を占めている。次いで教育委員会が17.4%を、建設環境課が9.9%を占めている。

図表 2-1-3 課別の温室効果ガス排出量比較 (単位: kg/CO₂/y)

CO ₂ 量	ガソリン	灯油	軽油	重油	LPG	電気	合計	割合
総務財政課	53,260	0	893	0	701	160,011	214,865	8.6%
企画観光課	770	0	697	0	0	173,476	174,943	7.0%
住民課	568	0	0	0	0	0	568	0.0%
福祉保健課	2,789	0	0	0	0	115,649	118,438	4.7%
建設環境課	18,919	0	258	0	0	230,525	249,702	9.9%
農林水産課	5,766	0	6,923	495,117	0	806,627	1,314,433	52.4%
議会事務局	949	0	0	0	0	0	949	0.0%
教育委員会	13,598	6,539	5,926	0	8,735	401,728	436,525	17.4%
合計	96,619	6,539	14,697	495,117	9,436	1,888,016	2,510,424	100%

図表 2-1-4 課別の二酸化炭素排出量の要因比較 (単位: kg-CO₂/y)



ウ) 施設別の二酸化炭素排出量の比較

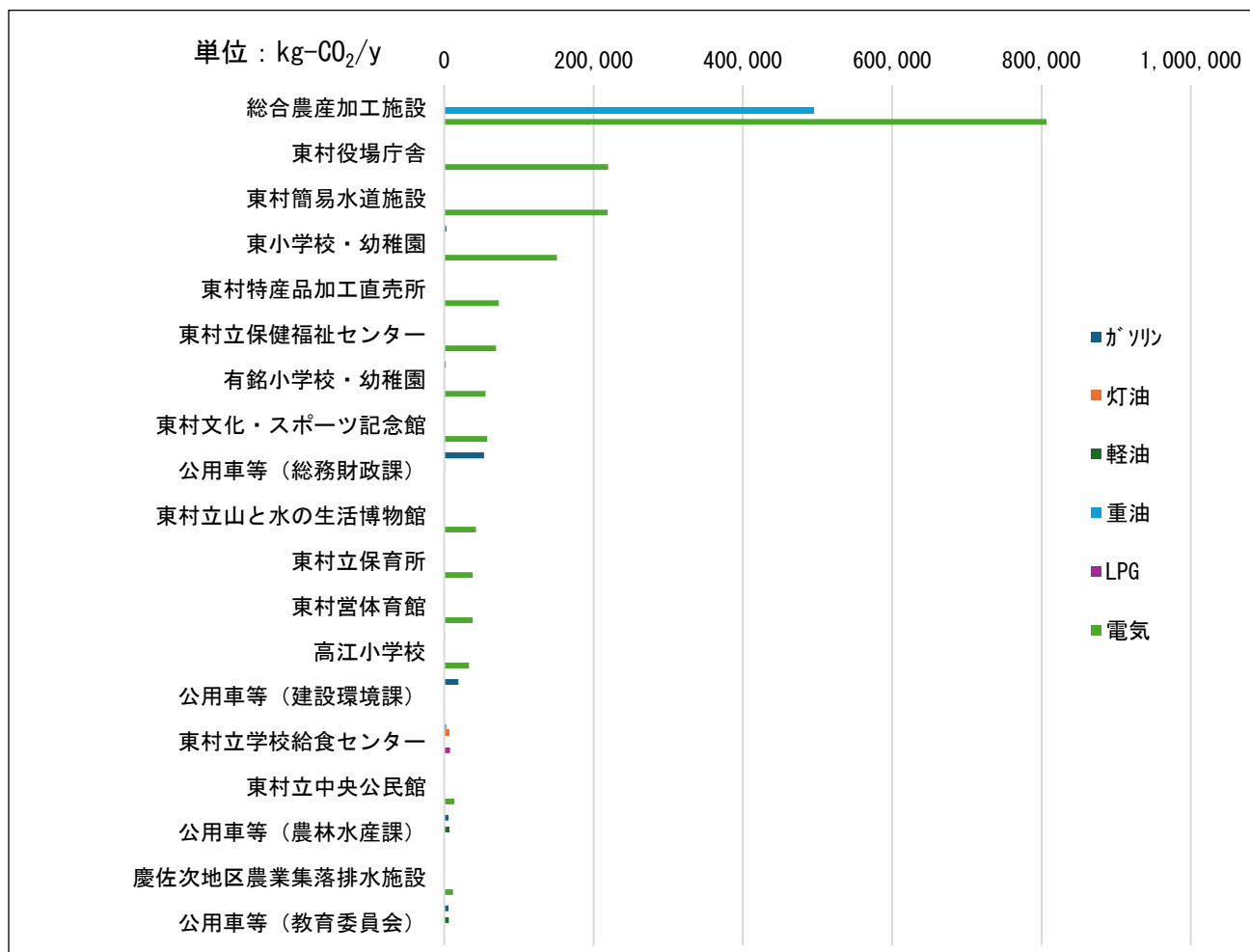
2024 (R6) 年度の 35 の施設ごとの二酸化炭素排出量を示した。

図表 2-1-5 施設ごとの二酸化炭素排出量

No.	主管課	施設名	R6年度の各施設ごとの二酸化炭素排出量 (単位:kg-CO ₂ /年)						
			ガソリン	灯油	軽油	重油	LPG	電気	合計
1	総務財政課	東村役場庁舎					269	150,167	150,436
2	企画観光課	東村特産品加工直売所						72,806	72,806
3	企画観光課	東村村民の森 つつじエコパーク						87,670	87,670
4	福祉保健課	東村立保健福祉センター						69,434	69,434
5	福祉保健課	東村立保育所						37,950	37,950
6	建設環境課	東村簡易水道施設						218,796	218,796
7	教育委員会	東村文化・スポーツ記念館						57,154	57,154
8	教育委員会	有銘小学校・幼稚園	1,740				557	55,300	57,597
9	教育委員会	東小学校・幼稚園	2,949				262	150,909	154,120
10	教育委員会	高江小学校	824				39	33,212	34,075
11	教育委員会	東村立学校給食センター	2,417	6,539			7,736	0	16,692
12	教育委員会	東村営体育館					33	37,756	37,789
13	教育委員会	東村立山と水の生活博物館					20	42,188	42,207
14	教育委員会	東村立中央公民館					7	13,279	13,286
15	教育委員会	東村営屋外運動場						2,652	2,652
16	農林水産課	総合農産加工施設				495,117		806,627	1,301,744
17	教育委員会	平良地区公民館					74	4,227	4,301
18	教育委員会	川田地区公民館					9	3,418	3,427
19	教育委員会	慶佐次地区公民館						1,632	1,632
20	総務財政課	東村東部地域交流館					46	953	999
21	総務財政課	宮城集会所					301	2,184	2,485
22	総務財政課	有銘集会所					26	4,143	4,169
23	総務財政課	拠点活性化施設 (高江公民館)					59	2,564	2,623
24	総務財政課	東村農民研修施設						0	0
25	福祉保健課	東村歯科診療所						8,266	8,266
26	企画観光課	高江特産品直売所						13,000	13,000
27	建設環境課	慶佐次地区農業集落排水施設						11,729	11,729
28	総務財政課	公用車等	53,260		893				54,153
29	住民課	公用車等	568						568
30	福祉保健課	公用車等	2,789						2,789
31	建設環境課	公用車等	18,919		258				19,177
32	農林水産課	公用車等	5,766		6,923				12,689
33	議会事務局	公用車等	949						949
34	教育委員会	公用車等	5,668		5,926				11,594
35	企画観光課	公用車等	770		697				1,467
合 計			96,619	6,539	14,697	495,117	9,436	1,888,016	2,510,424

うち、1万 kg-CO₂ を排出している 19 の施設順に比較すると、総合農産加工施設において、電気、重油（ほぼ唯一の施設）ともに極めて高い排出量である。ついで、村役場庁舎、東村簡易水道施設、東小学校・幼稚園の順が多い。

図表 2-1-6 2024 (R6) 年度の二酸化炭素排出量の高い順の施設比較



(2) 基準年との比較

第1次計画と比較するため、主要24施設を選定し、基準年：2017（H29）年度と2024（R6）年度のエネルギー使用量を比較集計した。

図表 2-1-7 主要施設ごとの年間エネルギー使用量

No.	2017 (H29) 年度		ガソリン ℓ/年	軽油 ℓ/年	重油 ℓ/年	灯油 ℓ/年	LPG m ³ /年	電気 kWh/年	2017年度 kg-CO ₂ /年
	主管課	施設名							
1	総務財政課	東村役場庁舎					53	217,688	168,402
2	企画観光課	東村特産品加工直売所					1,626	75,361	68,829
3		東村県民の森 エコパーク							0
4		東村立保健福祉センター					242	88,547	69,943
5	福祉保健課	東村立保育所						37,580	29,012
6	建設環境課	東村簡易水道施設	1,179					382,151	297,756
7	教育委員会	東村文化・スポーツ記念館						47,773	36,881
8		有銘小学校・幼稚園	867				34	91,277	72,700
9		東小学校・幼稚園	1,758				86	223,368	177,082
10		高江小学校	391				19	48,260	38,288
11		東村立学校給食センター	3,215			2,508	410		16,389
12		東村営体育館					46	48,252	37,552
13		東村立山と水の生活博物館					6	43,619	33,713
14		東村立中央公民館					190	21,978	18,212
15		東村営屋外運動場						20,152	15,557
16	農林水産課	総合農産加工施設			377,500			1,559,004	2,226,576
17	総務財政課	公用車等	11,906	7,434					46,802
18	住民課		153						355
19	福祉保健課		1,682						3,902
20	建設環境課		3,246						7,531
21	農林水産課		3,253						7,547
22	議会事務局		709						1,645
23	教育委員会		2,402	2,200					11,249
24	企画観光課								0
合 計			30,761	9,634	377,500	2,508	2,712	2,905,010	-
温室効果ガス排出量 (kg-CO ₂ /年)			71,366	24,856	1,023,025	6,245	17,764	2,242,668	3,385,922

No.	2024 (R6) 年度		ガソリン ℓ/年	軽油 ℓ/年	重油 ℓ/年	灯油 ℓ/年	LPG m ³ /年	電気 kWh/年	2024年度 kg-CO ₂ /年
	主管課	施設名							
1	総務財政課	東村役場庁舎					41	233,179	150,436
2	企画観光課	東村特産品加工直売所						113,053	72,806
3		東村県民の森 エコパーク						136,133	87,670
4		東村立保健福祉センター						107,816	69,434
5	福祉保健課	東村立保育所						58,928	37,950
6	建設環境課	東村簡易水道施設						339,745	218,796
7	教育委員会	東村文化・スポーツ記念館						88,749	57,154
8		有銘小学校・幼稚園	750				85	85,870	57,597
9		東小学校・幼稚園	1,271				40	234,331	154,120
10		高江小学校	355				6	51,571	34,075
11		東村立学校給食センター	1,042			2,626	1,181	0	16,692
12		東村営体育館					5	58,627	37,789
13		東村立山と水の生活博物館					3	65,509	42,207
14		東村立中央公民館					1	20,620	13,286
15		東村営屋外運動場						4,118	2,652
16	農林水産課	総合農産加工施設			182,700			1,252,526	1,301,744
17	総務財政課	公用車等	22,957	346					54,153
18	住民課		245						568
19	福祉保健課		1,202						2,789
20	建設環境課		8,155	100					19,178
21	農林水産課		2,485	2,683					12,688
22	議会事務局		409						949
23	教育委員会		2,443	2,297					11,594
24	企画観光課		332	270					1,467
合 計			41,646	5,696	182,700	2,626	1,362	2,850,775	-
温室効果ガス排出量 (kg-CO ₂ /年)			96,619	14,697	495,117	6,539	8,921	1,835,899	2,457,791

使用量から二酸化炭素の排出量を比較した。全体的には基準年に対し、27.4%減少している。

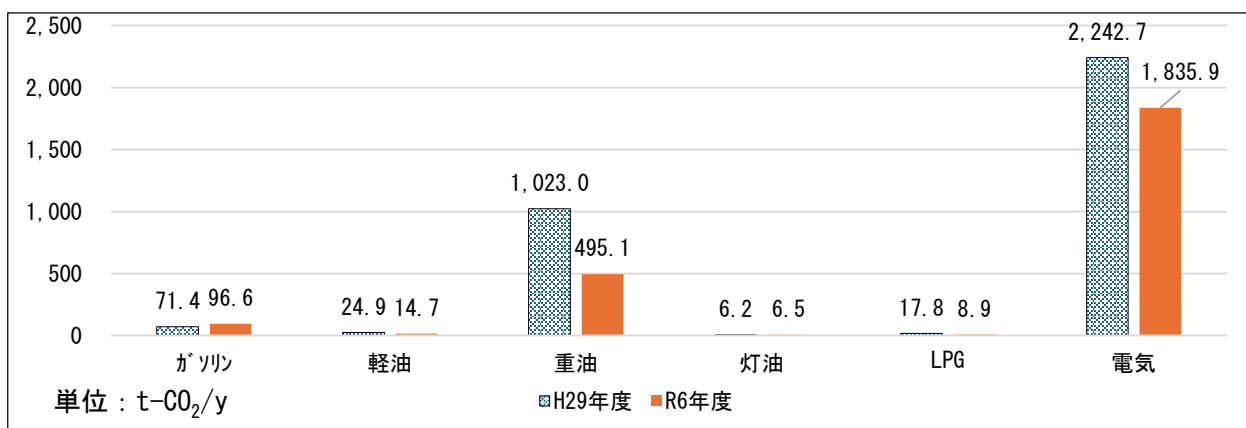
要因別では、ガソリンと灯油が増加し、他は減少している。減少率が高い要因では、重油が51.6%、LPGがほぼ半減、軽油が4割程度減少している。二酸化炭素排出の75%を占める電機も約18%減少している。

車両系では、ガソリンが増加し、軽油（ディーゼル車用）が減少している。

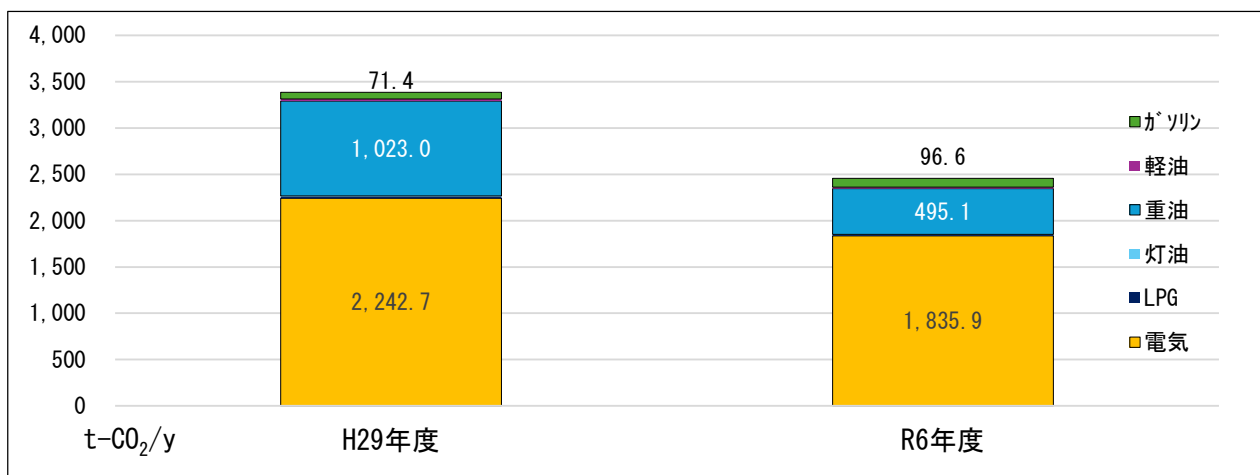
図表 2-1-8 主要対象施設の二酸化炭素排出量の比較

年度	区分	ガソリン (L)	軽油 (L)	重油 (L)	灯油 (L)	LPG (m ³)	電気 (kWh)	CO ₂ 合計 (kg-CO ₂ /y)
2017 (H29)	使用量	30,761	9,634	377,500	2,508	2,712	2,905,010	-
	CO ₂ 排出量	71,366	24,856	1,023,025	6,245	17,764	2,242,668	3,385,922
	割合	2.1%	0.7%	30.2%	0.2%	0.5%	66.2%	100.0%
2024年 (R6)	使用量	41,646	5,696	182,700	2,626	1,362	2,850,775	-
	CO ₂ 排出量	96,619	14,697	495,117	6,539	8,921	1,835,899	2,457,791
	割合	3.9%	0.6%	20.1%	0.3%	0.4%	74.7%	100.0%
比較増(+)/減(-)量 (増減量/H29年値)		25,253 35.4%	-10,159 -40.9%	-527,908 -51.6%	294 4.7%	-8,843 -49.8%	-406,769 -18.1%	-928,131 -27.4%

図表 2-1-9 要因ごとの温室効果ガス排出の比較

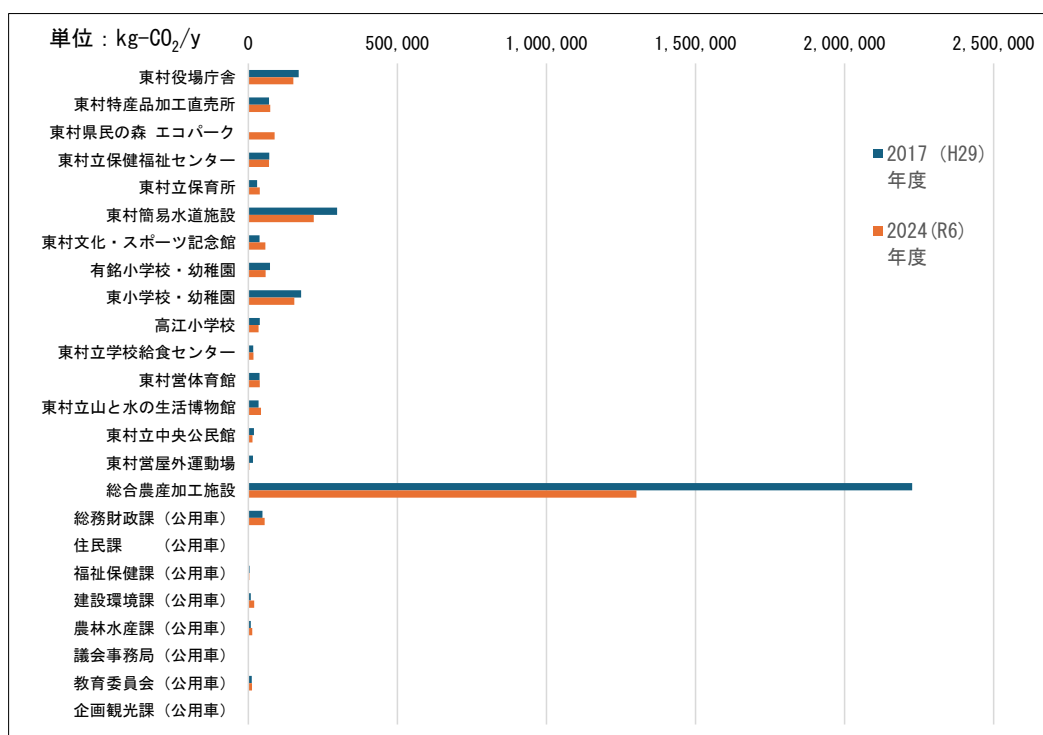


図表 2-1-10 2017 (H29) 年度 (基準年) と 2024 (R6) 年度の二酸化炭素排出量の比較



図表 2-1-11 主要対象施設ごと二酸化炭素排出量の増減比較（単位：kg-CO₂/y）

施設名	2017 (H29) 年度	2024 (R6) 年度	増 (+) 減 (-) 量
東村役場庁舎	168,402	150,436	-17,966
東村特産品加工直売所	68,829	72,806	3,977
東村県民の森 エコパーク	0	87,670	87,670
東村立保健福祉センター	69,943	69,434	-510
東村立保育所	29,012	37,950	8,938
東村簡易水道施設	297,756	218,796	-78,960
東村文化・スポーツ記念館	36,881	57,154	20,274
有銘小学校・幼稚園	72,700	57,597	-15,103
東小学校・幼稚園	177,082	154,120	-22,962
高江小学校	38,288	34,075	-4,214
東村立学校給食センター	16,389	16,692	303
東村営体育館	37,552	37,789	237
東村立山と水の生活博物館	33,713	42,207	8,494
東村立中央公民館	18,212	13,286	-4,926
東村営屋外運動場	15,557	2,652	-12,905
総合農産加工施設	2,226,576	1,301,744	-924,832
総務財政課（公用車）	46,802	54,153	7,351
住民課（公用車）	355	568	213
福祉保健課（公用車）	3,902	2,789	-1,114
建設環境課（公用車）	7,531	19,178	11,647
農林水産課（公用車）	7,547	12,688	5,141
議会事務局（公用車）	1,645	949	-696
教育委員会（公用車）	11,249	11,594	345
企画観光課（公用車）	0	1,467	1,467



(3) 太陽光発電による二酸化炭素削減量

東村は、2003（H15）年度に役場本庁舎に出力 30kW の太陽光発電（PV）システムが設置されたが、現在は稼動していない。その後、2013（H25）年度に 17 基の PV システムが設置され、内、15 基が現在稼働している。ただし、蓄電池システムは設置されていない。

稼働中の PV の発電最大容量は総量 289.17kW であり、2024（R6）年度の売電量は 105,638kWh と積算されている。なお、PV 発電量は集計されていないので、発電容量 1kW 当り 1200kWh^{*1} として推計した。

図表 2-1-12 東村の太陽光発電システムの設置状況

No.	設置場所	主管	活用状況	蓄電池の有無	設置年月日	設備容量 (kW)	売電量 (kWh)	稼働状況
1	東村役場庁舎	総務財政課	全量自家消費	無	平成15年度	30	0	
24	農民研修施設	総務財政課	自家消費及び売電	無	2014年3月	36.96	24,523	○
23	拠点活性化施設（高江公民館）	総務財政課	売電	無	2014年3月	11.52	10,971	○
21	宮城集会所	総務財政課	自家消費及び売電	無	2014年3月	11.52	9,839	○
20	東村東部地域交流館	総務財政課	自家消費及び売電	無	2014年3月	11.52	9,281	○
22	有銘集会所	総務財政課	自家消費及び売電	無	2014年3月	11.52	7,310	○
18	川田地区公民館	教育委員会	自家消費及び売電	無	2014年3月	11.52	8,147	○
17	平良地区公民館	教育委員会	自家消費及び売電	無	2014年3月	11.52	4,414	○
19	慶佐次地区公民館	教育委員会	自家消費及び売電	無	2014年3月	11.52	8,607	○
13	東村立山と水の生活博物館	教育委員会	自家消費及び売電	無	2013年12月	48.70	19,907	○
4	東村立保健福祉センター	福祉保健課	自家消費	無	2013年12月	43.68	0	○
5	東村立保育所	福祉保健課	自家消費及び売電	無	2013年12月	12.96	5,090	○
25	東村歯科診療所	福祉保健課	自家消費及び売電	無	2013年12月	5.76	1,610	○
3	東村村民の森つつじエコパーク	企画観光課	自家消費及び売電	無	2014年3月	30.24	2595	○
26	東村特産品加工直売所	企画観光課	自家消費及び売電	無	2014年3月	46.08	3,984	○
6	東村簡易水道施設	建設環境課	自家消費及び売電	無	2013年12月	16.80	21	○
27	慶佐次地区農業集落排水施設	建設環境課	自家消費及び売電	無	2014年3月	11.52	4,495	○

図表 2-1-13 太陽光発電（PV）システムの実績

設置年度	設置件数	発電容量 (kW)	現可動数	稼働中の発電容量	売電量 (kWh/y)	推計発電量 * 1 (kWh/y)
2013（H25）年度	16	333.34	16	333.34	120,794	400,008

*1：全国平均で年間の PV 発電量は、発電容量 1kW 当り、1,000kWh とされている。沖縄の場合、全国平均より高く、ある個人宅の実績では、1,380kWh と積算されているので、暫定的に 1,200kWh として推計する。

太陽光発電（PV）システムで発電した電力は、まず庁舎等の施設で消費し、自家消費できなかった分は余剰電力として電力会社に売電している。一方、太陽光発電での電力が不十分な場合は電力会社から買電している。

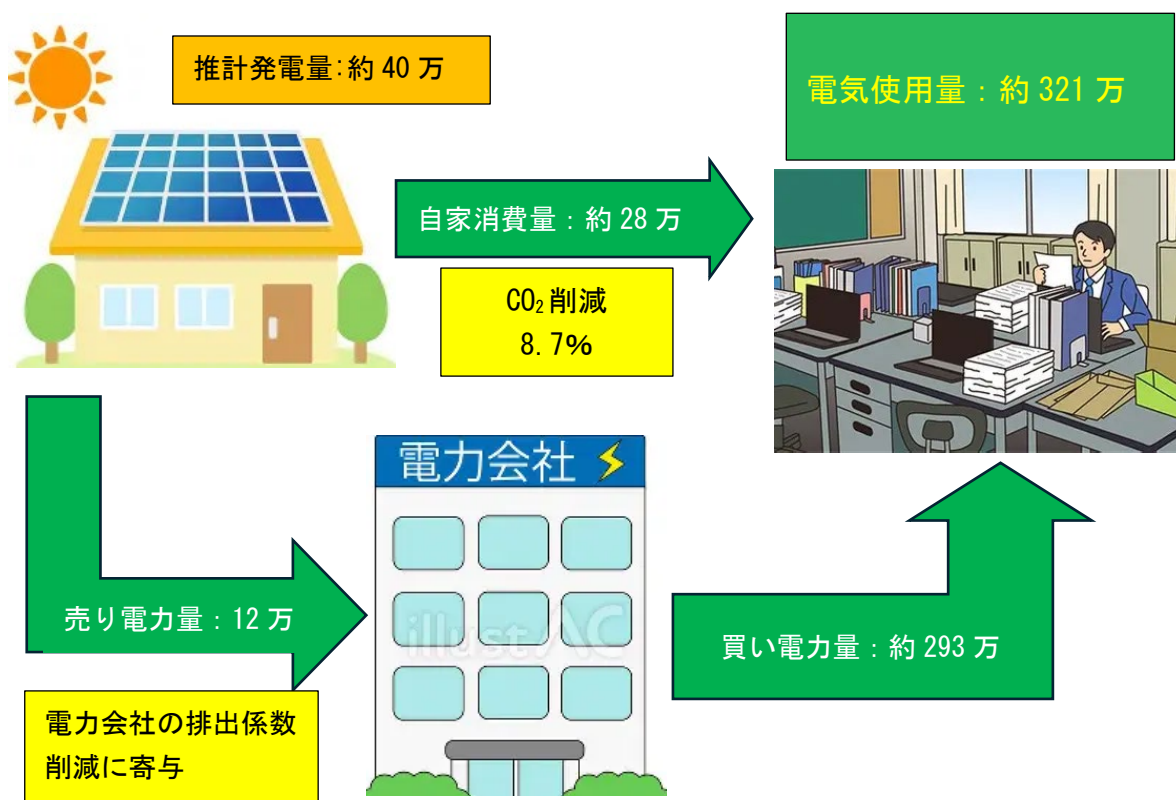
東村の場合、電力使用量（買い電力量）は 293 万 kWh/年である。推計の PV 発電量は 400 万 Wh/年と推計される。PV 売電量は 12 万 kWh/年である。したがって、PV の自家消費電力は 28 万 kWh/年であり、実際の電力使用量は、買い電力と PV 自家消費量を合算した値である。これより、PV による削減率は 8.7%となる。これが、PV による CO₂削減率となる。

また。これに加えて売電した分の 106 千 kWh/年は、電力会社の排出削減に寄与することになる。

図表 2-1-14 太陽光発電（PV）の活用状況

項目	値 (kWh/y)	算定式
R6年度買電量	2,931,702	A : 集計 (使用量)
推計PV発電量	400,008	B=発電容量 × 1200kWh/y
PV売電量	120,794	C : 集計
PV自家消費	279,214	D=B-C
実使用量	3,210,916	E=A+D
削減率	8.7%	D/E
PV自家活用率	69.8%	D/B

図表 2-1-15 東村の太陽光発電システム イメージ図 (数値単位 : kWh/年)



2. 二酸化炭素削減の主な要因

基準年に対して 2023 (R6) 年度は、ガソリン・灯油を除き二酸化炭素排出量は減少している。これは、節電や省エネ活動が浸透しつつあることが想定できるが、コロナによる活動低下などの社会的事情も考えられる。なお、削減率の高い電気と重油について要因を分析する。

(1) 電気の削減

電気による排出量は 18.1%の削減とされる。その要因として、沖縄電力の排出係数の低下による削減率が 16.6%を占め、節電や効率化による削減は 1.9%である。なお、太陽光発電による削減は 8.7%と推計されるが、太陽光発電システムは基準年時にはすでに寄与しているため、今回の削減率には寄与しないと想定される。ただし、微少ではあるが排出係数低減には寄与している。

図表 2-2-1 電気による二酸化炭素削減の内訳

項目	単位	2017 (H29)	2024 (R6)	削減量	削減率
使用量	kWh/y	2,905,010	2,850,775	-54,235	-1.9%
CO ₂ 排出量	kg-CO ₂ /y	2,242,668	1,835,899	-406,769	-18.1%
排出係数	1kWh当	0.772	0.644	-0.128	-16.6%

(2) 重油の削減

重油は、総合農産加工施設（農林水産課）のボイラーのみによる排出であるが、二酸化炭素の排出削減率が 50%を超えている。これは、生産加工量の低下による要因が大きいとされる。生産量の低下は防ぎたいが、重油依存の生産から電化・再エネ化の検討も必要である。

3. 削減目標

東村の事務事業における二酸化炭素の比較は、24 の指定施設の二酸化炭素排出量を対象とする。基準年 2017 (H29) 年の二酸化炭素排出量は 3,386t-CO₂ であり、現状の 2024 (R6) 年には 2,458 t-CO₂ に減少し、27%減となっている。

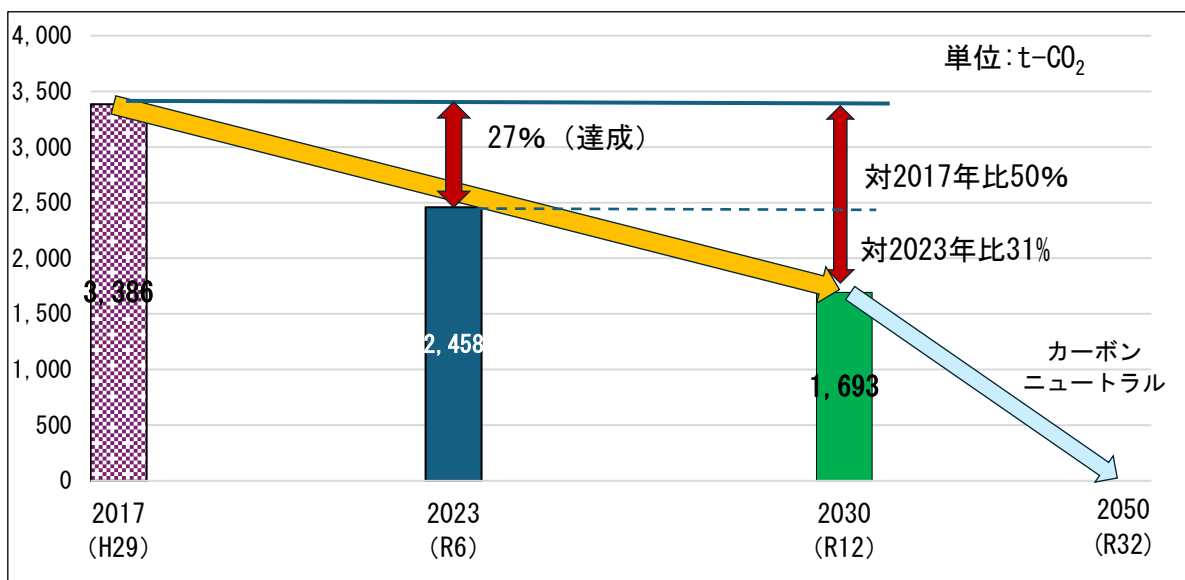
現状のトレンドで推移すると、2030 年には概ね 50%削減が達成されると仮定されるが、これまでの減少要因にはコロナ禍による経済活動等の減少なども想定されるため、より一層の削減努力が必要となる。

こうした状況を踏まえ、本計画では、国のカーボンニュートラル実現に向けた目標・方向性に沿って、2030 年度の目標排出量を 1,693t-CO₂/年と設定する。取組の具体例は次章で示す。

図表 2-3-1 事務事業における二酸化炭素の削減目標

区分	基準年度	現状年度 【第1次計画】	中間目標年度 【第2次計画】	長期目標
単位:t-CO ₂	2017 (H29) 年度	2023 (R6) 年度	2030 (R12) 年度	2050 (R32) 年度
指定24施設 二酸化炭素 排出量	3,386	2,458	1,693	カーボン ニュートラル
割合	100%	73%	50%	-

図表 2-3-2 事務事業における二酸化炭素の削減目標図



第3章 事務事業の目標に向けた取組

本計画の目標を達成するため、温室効果ガス排出の抑制等に配慮した取組を、次のカテゴリーに区分して定め、2030年までの削減率を想定するものとする。ただし、取り組みの中には二酸化炭素の直接的な削減に繋がらない環境保全活動もあるが、間接的な削減になるものと捉える。なお、削減目標率は、対2024（R6）年度のものである。

1. 職員一人ひとりの省エネルギー活動の実践による削減

すでに実施されている項目もあるが、更なる効果を目指して、排出量削減を目指す。

温室効果ガス削減率目標 2%~4%

図表 3-1-1 職員一人ひとりの省エネ活動による二酸化炭素削減目標：参考値

1 職員一人ひとりの省エネルギー活動の実践	項目	電気	ガソリン	軽油	重油	灯油	LPG	合計
	想定削減率	3.0%	7.0%	7.0%	0.0%	3.0%	3.0%	
(1) 照明・空調の省エネ・節電		1.5%						2.6%
(2) OA機器等の省エネ・ペーパーレス化促進		1.5%						
(3) 家電機器や調理機器等の節電・省エネ活動						3.0%	3.0%	
(4) エコドライブの推進			7.0%	7.0%				
(5) 水道使用量の削減								
活動区分の合計CO ₂ 削減量 *1	単位: kg-CO ₂	55,077	6,763	1,029	0	196	268	63,333
令和6年度CO ₂ 排出量 *3	単位: kg-CO ₂	1,835,899	96,619	14,697	495,117	6,539	8,921	2,457,791

※想定削減率は令和6年度の排出量に対する削減率である（N=*1/*3）。

(1) 照明・空調の省エネルギー・節電

1. 不必要な場所の照明はこまめに消灯し、昼休みは、必要箇所以外は消灯する。
2. 会議室、トイレ、給湯室等は使用時のみ点灯する。
3. 作業時は、必要な場所のみ点灯する。
4. 不要な残業を減らし、日没後の電力削減に努める。
5. 夏季はクールビズ（かりゆしウェア等）、冬季はウォームビズを実践する。
6. エアコン（冷房）は、室内温度28℃を目安に温度設定する。
7. エアコン（暖房）は、室内温度20℃を目安に温度設定する。
8. 空調使用時は、窓や扉を閉め、ブラインド等を活用し、冷暖房の効果を高める。
9. エアコンのフィルター等を定期的にメンテナンスする。

(2) OA機器（パソコン、コピー機等）等の省エネ、ペーパーレス化の促進

1. OA機器は省エネモードを活用し、長時間使用しない時は電源を切る。
2. 退庁時は、不要なOA機器、家電機器のコンセントを抜き待機電力を削減する。
3. 印刷ミスやミスコピーを削減する。コピー機・プリンターは使用後にリセットする。

4. 文書の電子化（電子決済、メールなど）、タブレットによる会議等の促進、ペーパーレス化に努める。ペーパーレス化によってコピー機等の節電に繋がる。
5. コピー・印刷等は再生紙を使用する。

(3) 家電機器（冷蔵庫等）や調理機器等の節電・省エネ活動

1. 冷蔵庫内は、整理整頓し、物を詰めすぎず、開け閉めは素早くおこなう。
2. 冷蔵庫の側面（放熱板がある）は壁と少し開け、物や紙等を張らない。
3. 給湯設備がある施設は、電気ポットから魔法瓶への利用を促進する。
4. ガスコンロによる湯沸かしは、平底のやかんや鍋を使用し、炎がはみ出さない程度で調整する。
5. 灯油ボイラーやガス湯沸かし器等は適正な管理、省エネ運転に努める。

(4) 公用車・自家用車に関して

1. エコドライブ 10 か条を推進する。
2. 燃料や充電量（EV/PHV 等の場合）を定期的にチェックし、適正管理を行う。
3. ポスター等を掲示することにより、エコドライブの職員啓発を実施する。
4. 近距離の移動や出勤は、徒歩や自転車等を利用し、省エネルギーに努める。
5. 公用車での移動時は相乗りにも努める。

エコドライブ（新）10 か条（環境省・エコドライブ普及連絡会）

①自分の燃費を把握しよう・・・まずはやってみよう！

②ふんわりアクセル「eスタート」

③減速時は早めにアクセルを離そう

④車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転・・・エコドライブ3大取組

⑤エアコンの使用は適切に

⑥ムダなアイドリングはやめよう

⑦渋滞を避け、余裕をもって出発しよう

⑧タイヤの空気圧から始める点検・整備

⑨不要な荷物はおろそう

⑩走行の妨げとなる駐車はやめよう

(5) 水道使用量の削減

1. 蛇口は確実に締め、水を出したままにしないなど節水に努める。
2. トイレ清掃や洗車等にはバケツと雑巾を利用する。

解説：水道使用量の節水は、直接的には二酸化炭素削減にはならないが、水道浄水場等の負荷削減により、結果、二酸化炭素削減になるものである。

2. 省エネルギー設備・機材・物品への変換（切替）や導入

省エネ設備や機材に変換・導入することは初期投資が必要になるが、極めて効果的である。

温室効果ガス削減率目標 18%~30%

図表 3-2-1 設備機器の省エネ機材の導入・切替による二酸化炭素削減目標：参考値

2 設備機器の省エネ機材の導入・切替	項目	電気	ガス	軽油	重油	灯油	LPG	合計
	想定削減率	30.0%	10.0%	5.0%	15.0%	5.0%	1.0%	
(1) LED等省エネルギー製品への切替		5.0%						25.9%
エコカーの導入・切替			10.0%	5.0%				
(2) 壁面等の高断熱化設備の導入		5.0%						
(3) 太陽光発電のメンテナンス・追加設置		2.0%						
更新・新規追加		7.0%						
蓄電池の導入		9.0%						
(4) 施設の運用改善		2.0%			15.0%	5.0%	1.0%	
活動区分の合計CO ₂ 削減量 *2	単位:kg-CO ₂	550,770	9,662	735	74,268	327	89	635,850
令和6年度CO ₂ 排出量 *3	単位:kg-CO ₂	1,835,899	96,619	14,697	495,117	6,539	8,921	2,457,791

※想定削減率は、令和6年度の排出量に対する削減率である（N=*2/*3）。

(1) LED照明や省エネルギー機能製品の導入・切替

1. 照明機器のLED化を積極的に図る。
2. 人感センサー、照度センサー等の導入や効率的な照明機器の利用を検討する。
3. 空調機器の設置や更新時には、高効率空調機の導入を推進する。
4. 施設の新築又は設備更新の際は、積極的に省エネ設備や省エネ型OA機器の導入を検討する。
5. 省エネ型エコカーや電気自動車・PHEV車等の導入を検討する。

(2) 壁面緑化等や高断熱化設備の導入

1. 壁面緑化や屋上緑化を推進し、断熱効果を高める。
2. 施設の新築や大規模改修時は、複層ガラスなどを導入や断熱化に努める。
3. 庁舎や施設等への遮熱材の設置や遮熱塗装を推進し、高断熱・遮熱ビル・ハウスを目指す。

(3) 太陽光発電システムのメンテナンス・更新・新規の設置等

1. 太陽光発電電池部分のメンテナンス（付着物の清掃等）を定期的実施する。
2. パワーコンディショナー等のメンテナンス・機材更新を適宜実施する。
3. 蓄電システムの導入も合わせて検討・推進する。

(4) 施設の運用改善

1. 空調、ポンプ、ボイラー等における運転管理の明確化（運用マニュアルの整備等）に努め、省エネルギー化に向けた改善、機材の切替・更新等を行う。
2. 設備の定期的な清掃・点検を行い、機器の適切な使用に努める。
3. 空調室外機の設置状態の適正化を図り、余分な電力の消費抑制に努める。
4. 必要な施設において、ボイラー設備における燃焼空気比の適正化等の効率的な運用に努める。
5. 水洗トイレの水は、地下水や中水（汚水を浄化した水など）を活用できるよう整備する。
6. 施設の統合や複合化、廃止等により、供給量の縮減・適正化を推進する。

3 省エネルギー診断等のシステム導入の検討

省エネルギー診断の実施や ZEH・HEMS などの省エネルギーシステム等の導入に努める。なお、温室効果ガスの削減は、前述の 1 及び 2 の活動に上乗せできると想定される。

(1) 省エネルギー診断の実施

1. 省エネ診断を実施し、エネルギーの無駄を見える化・運用改善を行う。
2. ESCO 事業や省エネルギー診断の実施を検討し、施設の省エネルギー化を図る。

ESCO 事業

ESCO 事業（Energy Service Company：エスコ事業）とは、企業や自治体が所有物件（例：オフィスや工場など）の省エネルギー化を目指す際に役立つサービスのことで、建物の省エネルギー改修全般を包括的に担う事業である。

ESCO 事業では、顧客の建物の省エネルギー改修（光熱水費や消費エネルギーの削減）を、ESCO 事業者が包括的に担い、現状診断・システム提案・設計施工・運用保守にいたるまで、すべてがサービス範囲内で行われる。

ESCO 事業の最大の特徴は、改修により削減された光熱水費からサービス費用を支払う点である。前金で高額な費用を用意するのではなく、実際に光熱水費が減少した後に当該削減分から料金を支払うことになる。

(2) 包括的省エネルギー・マネジメントの導入検討

1. 村管理施設の省エネ基準適合化、ZEB・ZEH水準の性能確保・促進を目指す。
2. BEMS（ビル・エネルギー・マネジメント・システム）の導入を検討する。

ZEH/ZEB

ZEH（ゼッチ：ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）またはZEB（ゼブ：ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング）は、消費する一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物。消費するエネルギーを削減し（省エネ）、使用するエネルギーは自ら生産する（創エネ）ことにより正味（Net）のエネルギー消費をゼロにする。

HEMS/BEMS

エネルギー監理システム(EMS)とは、電力使用量の可視化、節電(CO₂削減)の為に機器制御、ノーラー発電機等の再生可能エネルギーや蓄電器の制御等を行うシステムを意味する。管理対象により、HEMS(ヘムス:ハウス・エネルギー・マネジメント・システム)は住宅向け、BEMS(ベムス)は商用ビル向け、さらに、工場向けとしてFEMS(フェムス)があり、これらを含んだ地域全体向けにCEMS(セムス)という管理システムがあります。

4. 循環型事務運営の推進

(1) グリーン購入法適用商品等の推進

1. 物品購入は、エコマーク、グリーンマークなどの環境ラベリング商品等環境に配慮した商品を購入する（グリーン購入法基本方針に基づいた、環境負荷軽減に資する製品）。

(2) 廃棄物の削減、リサイクルの推進

1. 事務用品等は、可能な限り再利用・長期使用に努める。
2. 仕分けボックスの設置などにより、リサイクル回収や分別を徹底する。
3. 建設副産物のリサイクルを推進し、公共工事の発注にあたっては、再生アスファルトやコンクリート廃材等のリサイクル製品の使用に努める。

(3) 環境に配慮した設計・施工

1. 環境に配慮した省エネルギー・省資源な設計や廃棄物を少ない施工に努める。
2. 建設副産物は、発生抑制・再利用・適正処理に努める。
3. 適正な樹木等を選定し、公共施設の植栽や街路における緑化を推進する。

(4) イベント等における環境配慮

1. 配布物や販売物の過剰包装を控え、廃棄物の抑制に努める。
2. イベントで発生した廃棄物の分別を徹底し、再資源化に努める。

5. 区域施策事業との連携

(1) 各主体との連携

1. 区域施策編の取組を村民・事業者等に広く知らしめるとともに、職員一人ひとりが率先して普及活動に努め、連携して脱炭素活動を推進する。
2. 地域等の美化活動に積極的に参加する。
3. 毎年のエネルギー使用量等を把握し、職員へ公開・周知することにより、意識啓発に努める。
4. マイクログリッドシステムなど、地域と連携したまちづくりを検討する。

マイクログリッド

マイクログリッドとは、小規模な電力設備で構成されたシステムの総称で、平常時には再生可能エネルギーを効率よく利用し、非常時には送配電ネットワークから独立し、エリア内でエネルギーの自給自足を行う送配電の仕組みです。非常時の停電を回避し、エリア内の再生可能エネルギーなどを地産地消できるため、平常時、非常時の双方においてメリットがある。一方で、一般的な送配電システムとは異なる仕組みであるため、実現には乗り越えるべき課題もある。

(2) 事業者等の脱炭素化への促進

1. 公共事業の発注に際し、契約事項に地球温暖化防止に関する条項の追加を検討する。
2. 発電事業者の再生可能エネルギー導入に可能な限り協力する。

(3) 人材育成・職員研修・環境教育の推進等

ア) 人材育成・職員研修等

本計画の取り組みを全庁的に徹底して推進するためには、職員一人ひとりが地球温暖化問題に関する認識を深め、本計画の取り組み項目を実践することが不可欠であることから、必要に応じて研修を行い地球温暖化防止の取り組みへの行動を促進する。

また、庁内放送を利用した呼びかけ、掲示板、回覧板等を利用することにより計画の進捗状況の周知を図り、職員の取り組みを促進する。

さらには、職員以外の来庁者や施設利用者に対しても、本計画の趣旨を伝達し、環境配慮の取り組みに協力するよう要請する。

イ) 環境教育の連携推進

環境保全団体やNPO 法人等との協働による村民への環境啓発活動や、児童・生徒への環境教育を協力・推進し、区域施策事業との連携を図る。

環境機関への環境分野における職場体験学習等では、積極的に貢献してゆく。また、学校や地域社会の場において、ごみ減量化に関する社会意識を醸成するための出前講座等を実施し、環境学習・教育、啓発活動に取り組むものとする。

(4) 森林資源循環及び赤土流出防止対策による環境保全の推進

1. 国有林・民有林の継続的な環境保全を推進し、森林吸収量の創出を目指す。
2. グリーンカーボン・ブルーカーボンの J-クレジット化を検討する。

J-クレジット

J-クレジット制度とは、省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用による二酸化炭素等の排出削減量や、適切な森林管理による二酸化炭素の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度である。

本制度は、国内クレジット制度とオフセット・クレジット（J-VER）制度が発展的に統合した制度で、国により運営されている。

本制度により創出されたクレジットは、経団連カーボンニュートラル行動計画の目標達成やカーボン・オフセットなど、様々な用途に活用できるものである。

第4章 計画の推進と管理

1. 計画の決定と見直し

(1) 計画の決定

計画は、建設環境課で検討、調整を経て村長に報告する。

(2) 計画の見直し

計画の継続的な改善を進めるために行動目標等を見直す場合は、「東村地球温暖化対策実行計画推進本部」で検討、調整を経て村長に報告する。

2. 計画の推進体制

(1) 推進体制の整備

「東村地球温暖化対策実行計画推進本部」を中心として推進するとともに、計画の実効性を高めるため、「地球温暖化対策推進担当者」を置き、取り組みの推進を図る。

図表 4-2-1 推進体制の構成及び役割

区分	構成	役割
東村地球温暖化対策実行計画推進本部	東村地球温暖化対策実行計画推進本部設置要綱による	・ 計画策定、見直し ・ 全庁的な推進・点検・見直し (推進本部付議事項の協議、調整)
地球温暖化対策推進担当者	各課から1名を選出	・ 職員への計画の周知 ・ 取り組みに関する指導、助言、情報の提供 ・ 取り組み状況の点検・評価等
全職員		・ 計画の実行等

(2) 職員に対する研修等

研修会や会議の開催、情報提供、職員提案の募集等を行う。

3. 計画の進行管理

(1) 実行計画の進捗状況の調査・集計システム

事務局は、毎年度の取り組状況や温室効果ガスの排出量について調査を行う。調査結果は、「東村地球温暖化対策実行計画推進本部」で点検・評価を行い、報告書（案）を作成する。

(2) 計画の推進状況の公表と国・県との連携

(1)の報告書（案）は「東村地球温暖化対策実行計画推進本部」における確認を経て村長に報告し、計画の実施並びに進捗状況については、本村の広報誌やホームページ等で毎年公表する。

また、事業の実施において、村単独では実施困難な事業もあり、国や県との連携・協力によって実施するものとする。

図表 4-3-1 本計画の推進体制図

